

亀農第01-2107号
令和8年1月13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

亀山市長 櫻井 義之

市町村名 (市町村コード)	亀山市 (24210)
地域名 (地域内農業集落名)	中の山パイロット地区 (太田地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月8日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、昭和46年から県営農地開発事業により造成された茶園で、主な作物は茶である。年々高齢化が進み、60歳以上の担い手が約60%以上を占めており、そのうち約半数が後継者がいない状況である。一方で、40代から50代の担い手が38.5%を占めており、将来に渡り安定した経営を続けるため収益向上が課題となっている。またスプリンクラー施設の老朽化が進んでおり、今後の維持管理費用が懸念される。また茶樹の改植が進んでいないこと、栽培管理手法の違いによる防除時期等の制限もあることから、新たな担い手を確保することが難しい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・茶を主要作物とし、後継者がいない農地は可能な限り現耕作者が継続していき、将来は農業の拡大の意向を示す担い手に集約化を進める。
- ・意欲ある茶業経営体がそれぞれ実情に応じた経営戦略に基づき、安定した収益を確保し、規模拡大を図る。
- ・消費者ニーズに適合する新品種の導入など、生産管理の徹底を図り、安全・安心な茶生産を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	68.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	68.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・担い手の可能な範囲で農地の集積・集約化を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用し、農地集積を図っていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

老朽化等により修繕が必要な機器等について協議を行っていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域の中から担い手を育成しつつ、地域の意向を踏まえながら、新たな農業者の発掘のため、JAや県などの関係機関と連携して相談体制の構築を進める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

現在のところ未定

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦多面的機能支払交付金を活用し維持をしていく。